

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業（訪問型サービス）重要事項説明書

当事業所は吉川市介護予防・日常生活支援総合事業
第1号事業者の指定を受けています。

当事業所はご契約者に対して、訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

1 施設経営法人

- | | | |
|-----|-------|------------------------------------|
| (1) | 法人名 | 社会福祉法人 福祉楽団 |
| (2) | 法人所在地 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 12 階 |
| (3) | 電話番号 | 043-307-2828 |
| (4) | 代表者氏名 | 理事長 飯田大輔 |
| (5) | 設立年月 | 2001 年 12 月 7 日 |

2 ご利用施設

- | | | |
|------|---------------|--------------------------|
| (1) | サービスの種類 | 訪問型サービス（介護予防訪問介護相当） |
| (2) | 施設の名称 | 福祉楽団 地域ケアよしかわ |
| (3) | 施設の所在地 | 埼玉県吉川市吉川団地 1 街区 7 号棟 107 |
| (4) | 電話番号 | 048-984-2332 |
| (5) | 事業所長 | 関 隼汰朗 |
| (6) | 開設年月 | 2014 年 4 月 1 日 |
| (7) | 営業日 | 年中無休 |
| (8) | 受付時間 | 9:00~17:00 |
| (9) | サービス時間 | 24 時間 |
| (10) | 通常の
事業実施地域 | 吉川市 |

緊急を要する場合などは、上記の受付時間に関わらず、電話でのご相談を受け付けます。転送電話を受けた職員から訪問介護のサービス提供責任者へ連絡をとりますので、お時間がかかる場合がございます。あらかじめご了承ください。

3 職員の配置状況

厚生労働省が定める指定訪問介護の人員に関する基準を満たしています。

	職 種	常勤職員	非常勤職員
1	事業所長（管理者）	1名	
2	サービス提供責任者	2名以上	
3	訪問介護員	1名	3名

4 福祉楽団 地域ケアよしかわが提供するサービスの特徴

私たちは、福祉楽団基本理念（福祉楽団バリュー・ケアのものさし）に基づいて、質の高いケアを追求してゆきます。

(1) 介護予防訪問介護計画の作成

ご契約者に対する、具体的なサービス内容やサービス提供方針については、お一人おひとりについて策定する「介護予防訪問介護計画」に定めます。

(2) 訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）の内容

① 身体介護

- ・ご契約者の身体に直接接触して行う介助や、これを行うために必要な準備および後片付け
 - 例 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助 体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
- ・ご契約者が日常生活を営むのに必要な機能や意欲の向上のために、ご契約者とともにおこなう自立支援
 - 例 契約者が家事を行う際の声掛けや見守り、ともに行う調理や掃除などの家事
- ・専門的な知識や技術を要する介助
 - 例 医師や管理栄養士の指示に沿っておこなう調理など

② 生活援助

- ・家事を行うことが困難なご契約者に対しての家事援助
 - 例 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5

利用料金**(1) 訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）の基準サービス**

契約書別紙に定める料金表によって、ご契約者の利用頻度に応じたサービス基本料金から第1号事業支給費を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

○利用料金は、ひと月ごとの利用回数やサービスの内容を勘案したうえでの月額定額料金となっています。ご契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額は致しません。

ただし、以下の場合には、利用料金は日割り計算となります。

- ① 月の途中から利用を開始、または、月の途中で利用を終了した場合
- ② 月の途中で、有料老人ホーム、グループホーム等に入所または退所した場合
- ③ 月の途中で、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用登録、または契約解除をおこなった場合
- ④ 月の途中で、ショートステイに入所または退所した場合
- ⑤ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ⑥ 月途中に要介護状態区分等が変更となった場合

○月途中で要介護状態区分が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

- ☆ ご契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が第1号事業支給費として市町村から払い戻されます（償還払い）。
- 償還払いとなる場合、ご契約者が第1号事業支給費の支給申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）の基準外サービス

以下のサービスは、利用金額の全額がご契約者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

①交通費

通常の事業の実施地域を超える地域に訪問、又は出張する必要がある場合には、その旅費（実費）に対する支払いが必要になります。

通常の事業の実施地域を超えた地点から 1 kmにつき 25 円

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金： 1 枚につき 10 円

☆ 経済状況の著しい変化、その他止むを得ない事由がある場合、訪問型サービスの基準外サービス利用料金は、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう 30 日前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法

前記の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、当月末締めにてご請求します。
お支払方法は、口座振替となります。所定のお手続きをお願いいたします。
ご利用の翌月 27 日に自動引き落としされます。27 日が休日の場合は翌営業日に引き落としされます。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日 17 時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日 17 時までに申し出がなかった場合	利用予定日のサービス利用料金の 5 割

(5) その他

○サービス提供に係る光熱水費等ご契約者の居宅でサービス提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご契約者のご負担となります

6 サービスの利用に関する留意事項

訪問介護員の交代

① 事業者からの訪問介護員の交代

事業者の都合により、訪問介護員を交代することがあります。

訪問介護員を交代する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交代の申し出

訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交代を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員を指定することはできません。

7 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。なお、連絡先の詳細については、別紙「緊急連絡先一覧」で確認するものとします。

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村（重要事項説明書P. 6）、利用者家族（別紙「緊急連絡先一覧」）、利用者に係る居宅介護事業者等（別紙「緊急連絡先一覧」）に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供による賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 損害賠償について（契約書第 15 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

10 苦情の受付について

(1) 福祉楽団 地域ケアよしかわにおける苦情の受付

苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けています。

○窓口または電話での受付

[受付担当者] 齊藤 星

[解決責任者] 関 隼汰朗

受付時間 9:00～17:00

電話番号 048-984-2332

○投書による受付

郵送先 埼玉県吉川市吉川団地1街区7号棟107

○電子メールによる受付

yoshikawa@gakudan.org

(2) 苦情解決の方法

法人の定める「苦情解決規程」に従い原因と解決方策を検討します。

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進する為に、「第三者委員」を設置しています。

「第三者委員」は、苦情申し出人と苦情解決責任者だけでは苦情の解決が困難な場合、助言や解決策の調整を図ります。また、苦情申し出人が、地域ケアよしかわに苦情の申し出をしにくい際は、「第三者委員」に直接苦情を申し出ることができます。

「第三者委員」の氏名・連絡先等については、別添資料にてお知らせしています。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

吉川市健康長寿部 長寿支援課給付係	所在地 埼玉県吉川市きよみ野1丁目1番地 電話番号 048-982-5119 F A X 048-981-5392
埼玉県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所在地 埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704 国保会館8階 電話番号 048-824-2568 F A X 048-824-2561

余 白

私は、訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

福祉楽団 地域ケアよしかわ

職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）の提供開始に同意しました。

20 年 月 日

契 約 者 住 所

氏 名 印

署 代 理 人 住 所

氏 名 印